コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

Nexyz. Corporation

最終更新日：2015年12月25日
株式会社ネクシィーズ
代表取締役社長　近藤　太香巳
問合せ先：03-5459-7444
証券コード：4346
http://www.nexyz.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業統治（コーポレート・ガバナンス）は、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者との関係における健全な企業経営を遂行するための基本的枠組みのあり方と認識しております。
主要な要素については次の様に考えております。

a.経営監督機構
経営の効率化を図る妥当性監査の重要性が高まっているなか、監査役が行う適法性監査に加え、社外取締役制度等の導入を検討する必要がある。

b.企業倫理
単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体ではなく、広く社会にとって有用な存在である必要がある。

c.コンプライアンス
法令の遵守に加え、社会的良識に則って行動する必要がある。

d.アカウンタビリティ
経営者が適正な財務諸表の開示、有効な内部統制システムの構築、監査の実施等により株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者に対する「アカウンタビリティ」を遂行することにより、企業経営の透明性を確保しなければならない。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
近藤　太香巳	4,395,680	35.09
ネクシィーズ従業員持株会	1,196,120	9.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	537,000	4.29
BNYML－NONTREATYACCOUNT	211,000	1.68
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	171,300	1.37
山本　司	168,730	1.35
大前 成平	157,730	1.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	157,000	1.25
株式会社熊谷正寿事務所	129,000	1.03
桑本 徳昭	118,700	0.95

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷　正寿	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷　正寿		―――	経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を、社外取締役として経営に反映していただき、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会を原則3ヶ月に1 回開催し、また必要あるときは随時開催を行い、必要に応じて意見交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に勤めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

		会社との関係(※)

氏名	属性	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木　巌	他の会社の出身者													
佐藤　裕久	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木　巌	○	―――	経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただくため。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査を行っていただけると考えたため、 当社の独立役員として指定しています。
佐藤　裕久		―――	経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の意欲や士気を高め、当社業績の向上ひいては株主の皆様の利益に資するすることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの補足説明につきましては、下記のとおりです。
なお、それぞれ平成27年11月末時点の情報を記載しております。

第3回新株予約権
発行日 平成24年3月9日
新株予約権の数 7万6,494個
新株予約権の目的となる株式数 76万4,940個
行使価額 200円
新株予約権を行使することが出来る期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで
行使状況
平成27年9月期において　13,736個137,360株の行使があります。
主な行使条件
1.平成24年9月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において営業利益3億円を超過していること。
2.平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも300円を超えた場合。

第4回新株予約権
発行日 平成26年3月31日
新株予約権の数 1,321個
新株予約権の目的となる株式数 13万2,100個
行使価額 1,070円
新株予約権を行使することが出来る期間 平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
行使状況 なし
主な行使条件
1.平成26年9月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）

において営業利益5億円を超過していること。
2.平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間において、金融商品取引所における
当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,000円を超えた場合。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対するサポート体制としては、
他の取締役と同様に取締役会の議案の連絡などの必要な情報の事前の伝達を行うほか、
万が一重大な事項が発生した場合、速やかに連絡する体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は取締役会、監査役会を設置しております。取締役5名（内、社外取締役1名）、監査役3名（内、社外監査役2名）であります。

業務執行の体制
取締役会において、会社の経営方針、経営戦略、重要な財産の取得および処分などの経営の重要事項の決定を行っております。
取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程及び職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めております。
また、経営会議規程に基づき原則月1 回の経営会議を執り行っております。
業務を遂行していく上で、職務権限・業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、
関係者の意見調整、問題点把握に努めております。

監査機能について
監査機能については、監査役及び内部監査室、会計監査人による適正な業務・会計監査を行っております。

内部監査に関する基本方針
当社における内部監査の基本方針は、内部監査規程に基づき適正かつ公正な立場から、会社の財産及び業務・運営を的確に把握し、会社の保全を図るとともに、不正過誤を防止し各業務の改善効率の推進を図り、事業の健全なる発展に資することであります。

内部監査の目的
各部署の所轄業務が会社の経営方針及び諸規定に準拠し、適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を社長に報告するとともに適切な指導を行い、全社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的としております。

監査役監査の内容
a.取締役の業務執行に関する遵守事項に関して取締役会に出席し、取締役に対し事実の存否を確認する。
b.会計監査人から監査報告書を受領するに際して、会計監査人が監査意見を形成するために審議の対象とした事項についての説明を求める。
c.会計監査人から監査実施説明書を受領し、次の留意事項等について説明を求める。
(1)会計方針及び表示方法の変更
(2)子会社等の財務状況、経営成績について
(3)オフバランスの取引状況
(4)経営者確認書における確認事項
(5)その他
d.以上の報告に基づき監査役会において監査役会監査報告書を作成することを決し、監査報告書を提出する。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9 月決算のため、株主総会は12 月開催となります。年末の多忙な時期であり、年の瀬の迫った25 日以降には開催せず、20 日近辺での開催を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	電子的方法による議決権の行使について、費用対効果を勘案しながら検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、自社ホームページに記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2 回（期末・中間）定期的に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務ハイライト・決算短信・プレスリリース・決算説明会動画・等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報をIR担当に位置づけております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の新たな事業として、収益の一部をスポーツに関わる若者の育成支援に活用する「HOSHINODREAMS PROJECT」を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報提供に係る方針として、IRポリシーを策定し、ホームページに掲載しております。
その他	機関投資家向け説明会の模様を後日、動画ファイルとしてホームページ上に掲載しております。また、プレスリリースにおいては適時に開示を行っており、ホームページ上にも原則同時刻に掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」について、次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人による法令及び定款の遵守、社会的責任を果たすため、コンプライアンスに係る社内規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を取締役会に報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書、その他重要な情報・文書については、文書管理規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する事項について、リスク管理に係る社内規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
また、取締役会の他に、毎月1 回開催される経営会議で当社のリスクについて適宜に検討、評価を行い、有効な対策を実施できるリスク管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める事項その他重要な事項について意思決定を図る。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に執行決定を行うため、事前に取締役によって構成される経営会議において議論及び審議を行う。
取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程及び職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、グループ会社の代表取締役社長は、月1 回開催される当社経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。
当社はグループ会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導及び支援・助言を行う。また、当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会並びにグループ各社の社長に報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置することとする。
当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中における人事異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役または使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項の発生または発生する恐れが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
監査役が、取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施し、意見交換の行える体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社は、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力による不当要求にも断固とした態度でこれを拒絶いたします。
当社では、行動基準に反社会的勢力との対決として「私たちは、社会の秩序と安全を脅かす反社会的勢力および団体に屈することなく、断固として対決します。」と定め、この考えを全ての取締役および従業員に対し周知徹底を図っております。
また、反社会的勢力との接触や不当要求があった場合は、法務課が統括部署となり、警察、弁護士等との連携を図りながら組織全体として対応いたします。

参考資料：巻末「模式図」をご覧ください。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

